平成２３年（フ）第６００号
横浜市神奈川区子安通３丁目380番地
債務者　逆井　正次
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０８号
横浜市港南区芹が谷４丁目20番７号
債務者　小杉　英樹
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１２号
神奈川県大和市南林間２丁目４番10号　メゾンフジ201
債務者　高橋　龍一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１４号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目21番15号　三業共同ビル301
債務者　小和田健次
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１５号
横浜市鶴見区尻手１丁目４番７号　高瀬荘２Ｆ
債務者　清水友達こと　孫　　溶植
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２１号
横浜市瀬谷区北新６番地２　コーポヤマキＢ203
債務者　政森　　操
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２２号
横浜市戸塚区秋葉町66番地２
債務者　早坂　禎智（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３７号
神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目15番30号
債務者　吉元　徳勝
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３８号
神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目15番30号
債務者　吉元　榮子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４０号
横浜市港南区野庭町666番地　野庭住宅３棟501号
債務者　酒井　榮子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９号
岡山市南区福富西２丁目11番２号　102号
債務者　古川　佳代（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５３号
東京都小金井市緑町３丁目５番12－８－202号グリーンタウン小金井
債務者　土井　直美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０１号
東京都町田市山崎町1144番地
債務者　井出　誠悟
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０７号
東京都町田市成瀬1152番地２都営成瀬13－405
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０８号
岡山市東区西大寺中１丁目２番19号
債務者　難藤　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５号
広島県福山市引野町北４丁目５番22－203号市住
債務者　藤井眞由美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係